

第52回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成25年3月25日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月25日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 4号議案 | 宍粟市新型インフルエンザ等対策本部条例について |
| 日程第 2 | 第 5号議案 | 宍粟市組織条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 第 6号議案 | 宍粟市職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 第 7号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 第 10号議案 | 西はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| | 第 11号議案 | 宍粟市防災会議条例及び宍粟市災害対策本部条例の一部を改正する条例について |
| | 第 12号議案 | 宍粟市消防団条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 第 13号議案 | 宍粟市道の駅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 第 14号議案 | 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 15号議案 | 宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 第 16号議案 | 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 第 17号議案 | 宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 第 20号議案 | 過疎地域自立促進計画の変更について |
| | 第 21号議案 | 辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 日程第 11 | 第 31号議案 | 平成25年度宍粟市一般会計予算 |
| | 第 32号議案 | 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 33号議案 | 平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |

第 34号議案	平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
第 35号議案	平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
第 36号議案	平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
第 37号議案	平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
第 38号議案	平成25年度宍粟市下水道事業特別会計予算
第 39号議案	平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
第 40号議案	平成25年度宍粟市水道事業特別会計予算
第 41号議案	平成25年度宍粟市病院事業特別会計予算
第 42号議案	平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計予算
日程第 1 2	請願第 1 号 年金2.5%の削減中止を求める請願
日程第 1 3	所管事務等調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 4号議案	宍粟市新型インフルエンザ等対策本部条例について
日程第 2	第 5号議案	宍粟市組織条例の一部を改正する条例について
日程第 3	第 6号議案	宍粟市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第 4	第 7号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	第 10号議案	西はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例について
	第 11号議案	宍粟市防災会議条例及び宍粟市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
	第 12号議案	宍粟市消防団条例の一部を改正する条例について
日程第 6	第 13号議案	宍粟市道の駅条例の一部を改正する条例について
日程第 7	第 14号議案	宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
	第 15号議案	宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 8	第 16号議案	宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 17号議案	宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	第 20号議案	過疎地域自立促進計画の変更について

- 第 21号議案 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 1 1 第 31号議案 平成25年度宍粟市一般会計予算
- 第 32号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 33号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 34号議案 平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
- 第 35号議案 平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 36号議案 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 37号議案 平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
- 第 38号議案 平成25年度宍粟市下水道事業特別会計予算
- 第 39号議案 平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 40号議案 平成25年度宍粟市水道事業特別会計予算
- 第 41号議案 平成25年度宍粟市病院事業特別会計予算
- 第 42号議案 平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計予算
- 日程第 1 2 請願第 1号 年金2.5%の削減中止を求める請願
- 日程第 1 3 所管事務等調査について

応 招 議 員 (2 0 名)

出 席 議 員 (2 0 名)

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 木 藤 幹 雄 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 東 豊 俊 議員	6 番 福 嶋 齊 議員
7 番 伊 藤 一 郎 議員	8 番 岩 薨 昭 美 議員
9 番 藤 原 正 憲 議員	1 0 番 大 倉 澄 子 議員
1 1 番 實 友 勉 議員	1 2 番 高 山 政 信 議員
1 3 番 山 下 由 美 議員	1 4 番 岡 前 治 生 議員
1 5 番 山 根 昇 議員	1 6 番 小 林 健 志 議員
1 7 番 大 上 正 司 議員	1 8 番 西 本 諭 議員
1 9 番 岡 崎 久 和 議員	2 0 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局長	中村	司君	書	記	榎谷	米男	君
書記	清水	圭子君	書	記	原田	渉	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路	勝君	副市長	岩崎	良樹	君
教育長	小倉	庸永君	会計管理者	杉尾	克	君
一宮市民局長	秋武	賢是君	波賀市民局長	西川	龍	君
千種市民局長	阿曾	茂夫君	企画総務部長	清水	弘和	君
まちづくり推進部長	西山	大作君	市民生活部長	岸本	年生	君
健康福祉部長	浅田	雅昭君	産業部長	前川	計雄	君
農業委員会事務局長	藤原	卓郎君	土木部長	平野	安雄	君
水道部長	米山	芳博君	教育委員会教育部長	岡崎	悦也	君
総合病院事務部長	広本	栄三君	消防本部消防長	幸島	幸博	君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第4号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第1、第4号議案、宍粟市新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成25年2月28日に審査付託のありました第4号議案、宍粟市新型インフルエンザ等対策本部条例について、3月1日に第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第4号議案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、国において新型インフルエンザ等に対する緊急事態宣言が発せられた場合、国及び県の対策本部と連動して、市においても対策を講じる必要があるため、市に対策本部を設置するための条例を制定するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 質疑ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これで討論を

終了したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第4号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第2 第5号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第2、第5号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成25年2月28日に審査付託のありました第5号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例について、3月1日に第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第5号議案につきましては、市民主体のまちづくりを推進する一方で、消防機能の広域化や、市債権の滞納問題、土地対策等の行政課題を迅速に解決するための組織の改編であります。

具体的には、消防の広域化に伴う消防本部の廃止、債権徴収体制の整備に向けた滞納債権の一元化の組織の設置、山林地籍調査の早期完了と公共事業に係る未登記解消等の土地対策に係る一元化組織の設置を行うため、組織条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し

上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これをもって討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第5号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第3 第6号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第6号議案、宍粟市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成25年2月28日に審査付託のありました第6号議案、宍粟市定数条例の一部を改正する条例について、3月1日に第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により

報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第6号議案につきましては、西はりま消防組合の設立に伴う消防本部及び消防署の職員の身分移行により、定数71人を除くもの、その他の部署においては、この間の定員適正化の推進により、減員等を行った実態に即した定数の改正であります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告がございませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第6号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第4 第7号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第7号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していた

ものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

- 総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成25年2月28日に審査付託のありました第7号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、3月1日に第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第7号議案につきましては、西はりま消防組合の設立に伴いまして、消防職員に係る火災等出動手当等を特殊勤務手当から削除するものと、医療現場における適切な看護体制の維持と今後の安定的な看護師の確保に繋げるために、夜間看護手当の改正を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

- 議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告がございませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第7号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第5 第10号議案～第12号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第5、第10号議案、西はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、第12号議案、宍粟市消防団条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成25年2月28日に審査付託のありました第10号議案、西はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、第12号議案、宍粟市消防団条例の一部を改正する条例については、3月1日に第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第10号議案につきましては、西はりま消防組合の設立に伴いまして、宍粟市消防本部及び消防署の設置に関する条例のほか3条例を廃止し、宍粟市情報公開条例ほか5条例について文言の整理を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第11号議案、宍粟市防災会議条例及び宍粟市災害対策本部条例の一部を改正する条例については、昨年6月の災害対策基本法の一部が改正され、地域防災会議の役割が見直されたことに伴い、宍粟市防災会議の所掌事務を改正するとともに、西はりま消防組合の設置に伴い、影響する条文の改正を行うものであります。

また、宍粟市災害対策本部条例は、この法の改正により生じる引用条文のずれを改正するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第12号議案、宍粟市消防団条例の一部を改正する条例については、消防団員の定数を実団員数にあわせて見直しを図るものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。消防団員の定数というのは、共済とかを払う部分でその定数条例に基づいた人数で払うということで、できるだけ実人員に合わすというのが正しいという指摘も以前したことがあるんですけども、そういう点でも、消防団員というのはある程度の人数は確保する必要があると思うんですけども、最近の消防団に加入をしない若者の傾向というのがどの程度あるのかとかというふうなことを審議をされておりましたら、そのあたりの状況を聞かせていただけたらなと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 御指摘のように、減員しているということにつきまして、必ずしも消防団活動に参加するという人が若干減っているということは現実の姿であります。全体的には227名減の宍粟全域での数字であります。実態はそのようになっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本3議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これをもって討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決をいたします。

採決は分離して行います。

まず、第10号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第10号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第11号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第11号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第12号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第6 第13号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第6、第13号議案、宍粟市道の駅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成25年2月28日に審査付託のありました第13号議案、宍粟市道の駅条例の一部を改正する条例について、3月1日に第16回総

務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第13号議案につきましては、道の駅「山崎」については、開業から約20年が経過する中で、周辺には民間の商業店舗が進出し、その役割が薄れてきたことにあわせて、賃借している土地所有者の相続等の関係で契約の更新が困難な状況にあることから、今般、道の駅「山崎」を廃止するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。1点だけお聞きしたいんですけども、この道の駅の賃借料については、年間480万円払われているということで、ずっといろいろ指摘もしてまいりました。それで、契約の中に、その契約が切れたら原状復帰をするというふうなことで、新年度予算にも解体工事費ということで1,560万円計上されておるんですけども、そのあたり、その原状はもともと田んぼだったよというふうに聞いておるんですけども、どこまで原状復帰をされるというふうなことになっておるのか、そのあたり審議されておりましたらお答え願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 土地を原状復帰するという契約書の内容のとおりでありまして、詳細というか、土地の高さはどこまでですか、そういう技術的なところの話は出ておりません。契約のとおり、あるいは予算の計上のとおりの内容であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） よろしいか。ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第7 第14号議案～第15号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第7、第14号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから、第15号議案、宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る2月28日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第14号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから、第15号議案、宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例については、3月1日に第17回民生生活常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしましたところ、第14号議案については、にしはりまクリーンセンターが4月から供用開始になることに伴い、ごみ処理手数料をにしはりま環境事務組合が収納することになり条例を改正するものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案については、宍粟環境事務組合の3月末解散に伴い、宍粟美化センターの施設を宍粟市が継承し、残渣の最終処分場として管理することになって

おりますので、一般廃棄物処理施設として条例に追加するものです。名称は「宍粟北残渣最終処分場」となり、にしはりまクリーンセンターの残渣を受け入れる施設となります。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案につきましては、発言の通告が提出されておられませんので、これをもって討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決をいたします。

採決は、分離して行います。

まず、第14号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第15号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第15号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第15号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第8 第16号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第16号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第16号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例については、3月1日に第16回民生生活常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、御報告を申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をしましたところ、第16号議案については、少子化対策の支援制度を拡充するもので、不育症の検査、治療には保険適用外のものが多く、高額な医療費がかかり、経済的負担となっております。その負担を軽減するために治療費を助成するものです。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告がありませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第16号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第9 第17号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第17号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 平成25年2月28日に審査付託のありました第17号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例については、3月1日に第17回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第17号議案の内容としましては、住宅マスタープランに基づき建て替え工事を行っている下比地団地第1期完成に伴い、名称及び戸数を変更するものでございます。

審査の結果、第17号議案につきましては、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第17号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第17号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第10 第20号議案～第21号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第10、第20号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてから、第21号議案、辺地に係る総合整備計画の策定についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成25年2月28日に審査付託のありました第20号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてから、第21号議案、辺地に係る総合整備計画の策定については、3月1日に産業建設常任委員会との連合審査会を開催するとともに、第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第20号議案につきましては、過疎地域の自立のための振興施策について、「産業の振興」、「交通体系の整備」及び「集落の整備」に関連する事業を追加変更するものであります。

具体的には、「産業の振興」については、九輪草の群生地を中心とする千種湿原周遊歩道整備事業による地域の活性化の促進、市有林搬出のための作業道間谷線補修事業による効果・効率的な森林施業の推進を図るものであります。

次に、「交通体系の整備」では、波賀市民局内に、市道有賀カンカケ線他2路線の改良、千種市民局管内においては、市道千種河呂線他3路線の改良と冬場の安全

な道路網確保に向けた除雪作業車を更新するものであります。

また、集落の整備については、コミュニティ組織強化事業として、地域づくりや学習機会の充実を図り、地域リーダーの育成を推進するとともに、地域が主体的に取り組む体制整備を推進するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第21号議案、辺地に係る総合整備計画の策定については、山崎町中野辺地、上ノ下辺地、上ノ上辺地及び千種町内海・鷹巣辺地区域においては、総合整備計画を策定するものであります。

まず、山崎町中野地域から上ノ下・上ノ上地域までに係る市道中野上ノ線は、集落間を連絡する路線で、災害時等は迂回道路としてその機能を期待する路線であります。現状は幅員狭小で通行危険箇所も点在しております。このような状況を解消するため、道路改良を行い、地域住民の安全・安心な暮らしと災害に強いまちづくりを推進していこうとするものであります。

また、千種町内海・鷹巣地区においては、兵庫県のふるさと自立計画推進モデル事業を活用し、「ふるさと自立計画」を策定し、旧千種東小学校を農産物の加工施設、交流・研修施設等に改修し、地域コミュニティ活動の拠点として整備し、地域力の向上と市民主体のまちづくりに積極的に取り組む団体を支援するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これをもって討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決をいたします。

採決は、分離して行います。

まず、第20号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第21号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第11 第31号議案～第42号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第11、第31号議案、平成25年度宍粟市一般会計予算から、第42号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。

当該12議案は、去る3月8日の本会議で、予算特別委員会に審査を付託していたものであります。

予算特別委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員長、11番、實友 勉議員。

○予算特別委員長(實友 勉君) それでは、予算特別委員会の審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

報告は、予算特別委員会審査報告書を朗読によってさせていただきます。長時間となりますが、御容赦いただきますようお願いを申し上げます。

平成25年3月25日。

宍粟市議会議長、岡田初雄様。

宍粟市議会予算特別委員会、委員長、實友 勉。

予算特別審査報告書、第52回宍粟市議会定例会に上程があり、平成25年3月8日に付託のありました平成25年度の予算に係る12議案について、下記のとおり予算特別委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

記、審査日でございますが、平成25年3月11日、12日、13日、14日、15日の5日間でございます。

審査場所につきましては、ここ宍粟市議会議場でございます。

委員といたしまして、實友、藤原正憲議員、岸本義明議員、秋田裕三議員、福嶋斉議員、岩薮昭美議員、大倉澄子議員、岡前治生議員、岡崎久和議員、以上9名が議長より指名を受け、議員互選によりまして委員長、私實友、副委員長、藤原正憲議員を選出し、審査に当たりました。

説明員といたしまして、各部より部長以下関係職員の皆様に参集をいただきました。

審査資料は、①平成25年度宍粟市各会計予算書、②平成25年度施政方針・主要施策に係る説明書、③部局より提出のありました関係資料をもとにいたしまして審査をいたしました。

付託事件及び審査結果でございますが、1議案番号、2付託事件、3審査結果の順に御報告を申し上げます。

まず、第31号議案、平成25年度宍粟市一般会計予算につきましては、賛成多数により原案を可決いたしました。

次に、第32号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、賛成多数により原案を可決いたしました。

第33号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算におきましては、全会一致で原案を可決いたしました。

第34号議案、平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算につきましては、全会一致で原案を可決いたしました。

第35号議案、平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、賛成多数により原案を可決いたしました。

第36号議案、平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計予算につきましては、賛成多数により原案を可決いたしました。

第37号議案、平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算につきましては、全会一致で原案を可決いたしました。

第38号議案、平成25年度宍粟市下水道事業特別会計予算につきましては、全会一致で原案を可決いたしました。

第39号議案、平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、全会一致で原案を可決いたしました。

第40号議案、平成25年度宍粟市水道事業特別会計予算につきましては、全会一致で原案を可決いたしました。

第41号議案、平成25年度宍粟市病院事業特別会計予算につきましては、全会一致で原案を可決いたしました。

第42号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計予算につきましては、全会一致で原案を可決いたしました。

以上でございます。

続きまして、各部局の審査内容につきまして、御報告を申し上げます。

まず、企画総務部・選挙管理委員会でございます。

平成25年度一般会計の当初予算につきましては、220億6,000万円で対前年比1億2,000万円、率にして0.5%の微増でございますが、平成24年度の補正予算額を加えた実質の平成25年度執行予算は約235億円となり、公共事業を中心に市内事業所の雇用の促進、消費の拡大等の好循環を目指す中、積極的予算となっております。

一方、平成28年度から段階的に始まる普通交付税の一本算定を見据えて、財政の健全化を最優先課題とし、効果的・効率的な行財政運営に努めることとしております。

予算編成に向けた基本方針としては、1. 財政調整基金を取り崩さず編成すること。2. 起債発行額を最小限とし、前年度の残額を下回ること。3. 起債を発行する場合も、交付税算入のある有利なものとし、算入のない起債は発行しないこと。4. 経常収支比率を1%以上低減すること。5. 実質公債費比率を17%台とすること。6. 将来の負担軽減のため、起債の繰上償還を行うこと。

以上、6点を基本方針として編成されました結果、①財政調整基金は取り崩さないこと。②2億5,000万円の起債を繰り上げ償還することによる起債残額の約24億円低減。③交付税算入のない起債発行額ゼロ。④経常収支比率1.5%低減。⑤実質公債費比率17.1%の実現。⑥経常収支比率93.9%から92.4%の見通しであり、ほぼ全ての項目を実現し、財政の健全化の方向性が示せる結果の予算となっております。

企画総務部の主な取り組みとしましては、しーたん通信・しそうチャンネル等各種媒体を利用した効果的な情報発信の推進、しそうふれあいミーティング・行政懇談会等を通じた参画と協働のまちづくりの推進、平成28年度から段階的に始まる普通交付税の一本算定を見据えた財政の健全化、行政改革の推進、負担の公平のための滞納整理の推進、職員数も含めた人件費総額抑制の取り組み、組織の総合力を高めるための職員研修、統合型地理情報システムの構築、環境貢献とエネルギー使用量削減のための太陽光発電システムの構築、公共工事の入札・契約の適正化の推進等管理部門として、「ヒト・カネ・モノ」全般にわたる業務であります。

委員からは、滞納整理の推進に向けた取り組みは必要であるが、常にコストを意識した取り組みとされたいとの意見がございました。

職員の研修につきましては、積極的な研修の実施と業務に必要な資格の取得に向けた支援及び研修予算の増額が必要ではないかとの意見がございました。

委託業務の入札におきましては、予定価格と落札価格の差が著しいものが見受けられるが、適正な業務を担保するためには最低制限価格の設定が必要ではないかとの意見がございました。

次に、まちづくり推進部でございます。

平成25年度は、自治基本条例の理念のもと、市民と議会と行政が一体となって実践する「市民が主役のまちづくり」を成熟させていく年であります。

平成24年度は、環境、観光施策を中心に、地域力の向上を目指して取り組みを進めてきておりますが、平成25年度は、引き続き取り組みを継続しながらステップアップを目指し「安全・安心のまちづくり・元気づくり」に積極的に取り組みます。

まちづくり推進部の主な取り組みは、地域力の向上を目指し、まちづくりリーダーの養成、ふるさと自立推進計画モデル事業の推進、田舎暮らし体験モデルハウスの運用、生活交通対策事業に取り組みます。市の知名度アップとしては、タウン情報誌の発行、官兵衛・播磨の国風土記1300年PR事業に取り組みます。

観光については、「ふるさと宍粟の観光基本計画」の具現化に向けた事務事業の推進とパーク&観光モデル事業等に取り組みます。

環境施策では、「2030年エネルギー自給率70%達成」に向けて、引き続き木質バイオマスエネルギーの利活用を中心に、再生可能エネルギーの普及促進に努めます。

防災面では、改訂した地域防災計画の具体化を進めるとともに、「家族防災の日普及事業」の実施により、個人や家庭での防災や減災意識を高め「自助」意識の高揚を図ります。また、防災計画の改訂にあわせたハザードマップの改訂を行います。

防犯対策では、「防犯灯LED化推進事業」を平成25・26年度の2年間に特化して推進します。

委員からは、観光基本計画の具現化、とりわけ観光の核となる観光プラットホーム拠点施設の早期設置に取り組まれるようにとの意見がございました。

ペレットボイラーの普及促進には、行政主導で取り組みを進める中で需要の確保を図るとともに、まほろばの湯のペレットボイラーの導入実績を分析し、機能評価も含めてメリット・デメリットを整理する中で、他の温泉施設等へも導入が可能か否か検討されたいとの意見がありました。

次に、市民生活部でございますが、市民の方々と接する機会の多い部署であり、親切・丁寧な対応を心がけ、市民サービスのより一層の向上に努めていきます。

市民課では、国民健康保険・後期高齢者医療保険・福祉医療について、市民の方々が安心して医療を受けられるように医療給付・療養費・高額医療費等給付します。県からの事務移譲に伴い未熟児養育医療費助成事業を立ち上げ、乳幼児等医療費と同様に自己負担分の医療費を助成します。また、戸籍データを災害時に早期に完全復旧させるため、安全に管理・保管することが必要であり、全国2カ所（北海道と兵庫県）に戸籍副本データ管理センターが設置され、平成25年10月以降、順次データ送信システムを構築し戸籍管理を行います。なお、本市のデータは北海道で管理されることとなります。

税務課では、景気が低迷する中で、市税が伸び悩む傾向にありますが、歳入確保のため、さらなる収納率向上に努めていきます。平成25年度では、納税者の利便性と収納率の向上を図るためコンビニ収納を計画しております。

委員からは、不納欠損をする場合は慎重に行うとともに、より一層の徴収に努めていただきたいとの意見がございました。

生活衛生課では、安全・安心な生活環境を目指し、環境に対する意識の向上を図り、ごみの減量化、リサイクル資源の集団回収等幅広く推進してまいります。平成25年4月からは、にしはりまクリーンセンターが本格稼働を始めるため、宍粟環境美化センターの粗大ごみ処理施設、ごみ固形燃料化施設、管理棟の解体工事を予定しております。

次に、健康福祉部でございます。

子どもから高齢者まで全ての市民が健康で安心して暮らせるように、保健、医療、介護、福祉の連携のもと、相談支援を充実し、一人一人の生活の安心のため、必要な方に必要な支援をしていくように努めます。

社会福祉課では、宍粟市地域福祉計画の見直しを計画しており、市民や事業者等に意見を聞き、福祉サービスや福祉政策を充実し、地域福祉を推進していきます。

高年・障害福祉課では、高齢者福祉対策については、老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を充実し、高齢者が元気になり安心できる社会を目指し、総合的な高齢者保健福祉施策に取り組みます。障害者福祉につきましても、第3期宍粟市障害福祉計画に基づき、地域でともに暮らせるまちづくりを基本理念に障害者（児）の社会促進を念頭に、総合的に障害者福祉施策に取り組みます。

健康増進課では、第2次少子化対策推進総合計画に基づき、事業の進捗管理を図ります。引き続き特定不妊治療助成及び妊婦健康診査費助成に取り組むとともに、新たに不育症治療費にかかる助成事業に取り組みます。さらに子宮頸がん検診にHPV検査を追加し、若年層の利用者負担を無料とすることで、妊娠から出産、子育てへの連続した少子化対策の推進拡充を図ります。

国民健康保険波賀・千種診療所については、引き続き地域に密着した医療の提供を図ります。千種診療所においては、今年2月より常勤医師2名体制に戻り、地域医療が充実するものと考えております。

委員からは、地域福祉計画の見直しについては、市民から意見を広く求め、社会情勢や市民のニーズに対応された計画とされるよう意見がございました。

外出支援サービスについては、引き続き制度の見直しを検討されているが、持続可能な制度として公共交通と調整を図りながら、利用者の生活支援となるよう実施していただきたいとの意見がございました。

次に、産業部・農業委員会でございます。

国の施策による公共事業等への投資で景気への刺激が期待される中、国・県の動向を的確に把握し、限られた財源を効率的に配分、施策の展開を図っていきます。

農業委員会では、農地パトロールを通じて農地の把握を行い、耕作放棄地の発生を防ぐだけでなく、農業振興と連携した取り組みを推進し、優良農地の保全・確保を図り、目に見える形で活動を進めます。

農業振興では、地域の実情に即した耕作放棄地対策や担い手育成、農地の面的集積、鳥獣被害防止事業、農地・水保全管理支払い交付金事業等を継続して行うほか、農業振興協議会による地域資源を活用した特色ある農業振興に努めます。また、農業災害補償法に基づく、共済事業も実施していきます。

林業振興では、儲かる林業を実践するため、高林齢の収入間伐を行うほか、引き

続き森林団地化を促進する事業や、林内路網の整備や高性能林業機械導入の補助を実施します。また、森林所有者に森林経営計画の策定についての助言・指導を行うほか、県民緑税を活用した災害に強い森づくりも推進していきます。

商工業では、継続事業として、企業誘致支援サービスを利用した企業誘致、求職・求人合同説明会の開催や移動販売車購入支援事業、特産品開発グループへの助成事業を行うほか、新たに学生への「就職フェア案内はがき発送事業」や中学生を対象とした企業見学ツアーを行います。

委員からは、「特産品開発」として何年も前から年間30万円が計上されてきたが、わずかな助成をしても宍粟ブランドの特産品は生まれていない。もっと予算をつけて、市もかかわり、専門家の応援も頼んで、本気で宍粟ブランド開発に取り組むべきという意見がございました。

また、まちづくり推進部に移管された「観光」につきましては、産業部の多くの事業と密接に関連しているので、産業部から外したままでは「観光産業育成」困難ではないかとの意見がございました。

次に、土木部でございます。

道路整備につきましては、市道総延長が587.8キロメートルある中、今年度は、31路線を国・県の整備計画との整合性を図り、それぞれの地域の実情にあわせて実施します。また、交通安全対策として、通学路の危険箇所整備を昨年度に引き続き実施します。

急傾斜地崩壊対策事業では、県主体で実施する5カ所の事業について、事業費の5%から10%を市が負担します。

橋梁長寿命化事業では、橋長15m以上の市管理橋6橋の修繕実施計画と橋長15メートル以下の50橋の点検調査業務を行います。

かわまちづくり事業は、国が進める河川改修事業と調整を図りながら進めていきます。

市営住宅では、住宅マスタープランによる建て替え計画の最終であります下比地団地Ⅱ期工事に引き続き取り組みます。

使用料滞納問題については、滞納マニュアルに沿って債権収納部局と連携して解消に取り組めます。

また、区画整理については、県の方針が大きく見直されたことから、宍粟市のほとんどが事業未着手であるので、住民の合意を前提に計画の見直しを検討するとの報告があり、委員からはスピード感を持って進められたいとの意見がございました。

次に、水道部でございます。

水道部の会計は、上水道事業会計（公営企業会計）、そして簡易水道事業特別会計、一般会計（地域生活排水事業（コミプラ））、そして下水道事業特別会計、そして農業集落排水事業特別会計の5会計で運営をしており、公営企業経営計画書等のもと、施設の更新整備及び維持管理に重点を置いた事業を展開してまいります。

水道事業においては、「水に対する質の安全・量の安定確保及び危機管理」のため、水資源から給水栓に至る総合的な水質管理等、維持管理が必要であります。

また、下水道事業においては、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に向けた維持管理が必要であり、運営においては効率的・効果的な推進を目指します。

この上下水道事業は、ライフラインとして、安全な水の安定供給と公衆衛生の向上や生活環境の保全のため、市民生活には欠かせないものであります。現在の、本市の上下水道事業は、老朽化している既存の施設の更新整備と適正な維持管理に重点をおいた事業展開と健全な財政運営に向けた継続的な取り組みが重要であります。

このような中で、平成25年度予算においては、国の大型補正も活用して、水道事業では、安定供給体制の確立として、浄水場の第2期改良工事（電気機械設備の老朽化対策）、一宮管内の簡易水道施設の更新など、水源施設や配水施設の充実、老朽管更新の計画的な実施のほか、災害等の有事の際に備えるため、水源の複数化による相互バックアップ体制の強化を図る上水道水源確保事業にも継続して取り組む予算計上となっております。

また、下水道事業においても、国の大型補正も活用して、既存施設の機能強化のための施設更新事業による施設の長寿命化に加え、雨水に対する整備事業などにも取り組む予算計上となっております。

上下水道事業とも遠方監視システム統合整備事業など、効率的で効果的な管理運営体制による健全な財政運営に向けた取り組みを進めるとともに、平成26年度からの簡易水道統合にあわせて、上下水道料金の市内同一料金での運営に向けて、財政計画をはじめ事務事業の見直し、経費削減を図ることによって、可能な限りの料金の低減に向けた努力を求めます。

次に、会計課でございます。

会計課の歳入の主なものでは、財産収入の利子及び配当金について前年度より増額となっている主な理由としては、地域振興基金4億3,000万円の積み立てにより、総額24億3,000万円となり、その利息分3,146万2,000円を見込んでいます。

歳出では、前年度より356万9,000円増額になっており、その主なものは、備品購入費の紙幣硬貨入出金機の老朽化に伴う機器更新費用となっております。

基金運用や納付手数料などに質疑がありましたが、適正に運用されていると判断されました。

次に、議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局でございます。

議会事務局関係では、他市等のホームページには会議録検索システムを取り入れているところがあり、必要な部分を検索しやすいが、宍粟市はただ掲載しているだけなので検索に手間がかかるとの意見がございました。ホームページの更新時に有効活用できるよう検討していきたいとのことでした。また、今後において常任委員会についてもテレビ放映など出てくるのではないかとこの意見については、現在の設備につきましては、議場しか設備が整っていないので、議会の中でも相談していただきたいとのことでした。

次に、教育委員会でございます。

教育委員会の平成25年度予算の総額については、約20億円と、前年度に比べて1.1%の増となっております。

教育総務課では、山崎小学校校舎改築工事や城下小学校南校舎大規模改造工事などの耐震補強並びに改修などが主なものとなっております、あわせて千種中学校校舎等耐震補強・改修工事にかかる設計を計上しています。また、学校規模適正化・幼保一元化については、前年度に引き続き8つの地域委員会において協議・決定を進めていきたいとのこと。なお、土万幼稚園の休園については、地元の同意により平成25年度より菅野幼稚園に通園することになります。また、委員から理科教材についての質問が出ましたが、平成24年度大型補正による平成25年度実施の各小・中学校50万円の国庫補助事業として取り組み、充実を図るとのことでした。

学校教育課では、新規事業として「宍粟市教員マイスター制度」に取り組み、高い指導力を有する教員を派遣するなど、教員の教育力量の向上を図っていきます。

「確かな学力状況調査」では、経年比較だけにとどまらず実践事例集を作成するなど、学力向上に繋げていきます。読書活動推進事業では、平成24年度に引き続き幼少期から高齢者に至るまで計画に基づいた読書活動を展開します。

こども未来課では、懸案となっていた千種における幼保一元化については、一定の方向性が決定し、認定こども園建設に要する予算を計上しています。認定こども園については、社会福祉団体など県下全域で法人を募集するように考えてはこの意見がございました。教育委員会としては、運営ガイドラインに基づき、運営主体の

選定審査会で決定していくとのことでしたが、優先的には市内で保育の実績のある社会福祉法人から選定し、それでもない場合は、新たに地域で設置された社会福祉法人または市内の社会福祉法人を対象に公募していくとのことでした。

社会教育課では、篠ノ丸城跡調査、家原遺跡公園の竪穴住居改修工事やスポニックパーク一宮の温水プール屋根修繕工事などを行います。ソフト事業では、新規事業の「新宍粟学講座」、「宍粟の人ゆめ講座」として、宍粟市にゆかりのある方などに講師となっていただき、宍粟市の魅力や再発見を目指し、人づくりやまちづくりの活動に繋げていきます。

学校給食センターでは、学校給食管理運営事業で山崎学校給食センターの配送車購入事業などが主なものであります。ソフト面では、市内の児童・生徒に食育の推進を行うとともに、地産地消に取り組みながら、給食の提供を行っていくとのことでした。

最後に、総合病院でございます。

地域住民に安全・安心な医療を提供し、総合的な医療機能を発揮するとともに、安定的な病院経営のため、これまでも基幹型臨床研修病院の指定、医療機器の更新、研修医の確保のための研修医募集サイト及び病院説明会、情報誌などによる病院紹介など、さまざまな努力をされていることは評価します。

新年度予算においては、働きやすい職場環境づくりとして、院内託児所の建設に着手するほか、計画的な医療機器の更新と老朽化した施設整備とともに、夜間看護手当の改正など待遇面の改善にも取り組んでいます。

今後とも市民に信頼され親しまれる病院づくりを進めるため、医師や看護師の確保にさらなる努力を期待します。

以上、読み間違い等多々あったと思えますけれども、御容赦いただき、予算特別委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 予算特別委員長の報告は終わりました。

大変御苦勞さまでございました。

会議の途中でありますので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩をいたします。

午前10時37分休憩

午前10時51分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま予算特別委員長の報告は終わりましたので、続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論・採決は一部分離して行います。

まず、第31号議案について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番(岡前治生君) 14番です。日本共産党議員団を代表して、第31号議案、2013年度宍粟市一般会計予算案に対する反対討論を行います。

今年度、当年度予算につきましては、不妊治療の拡充、また千種中学校等の耐震改修事業、また波賀メープルスタジアムの整備事業、防犯灯のLED化推進事業、また特別養護老人ホーム増設のための業者の公募予定でありますとか、生谷温泉へのペレットボイラーの設置計画など、評価できる事業もあります。

しかし、田路市長は住民自治基本条例を制定し、議会は議会基本条例を制定し、このような中で、市政の大切なことは住民自身が決めると規定しておきながら、幼保一元化問題、波賀学校給食センターの廃止問題も地域の過半数を超える署名が集まったにもかかわらず、市長、教育長、教育委員会、議会もその声にこたえないという、市民の声を聞こうとしない姿勢に終始いたしました。

次、2点目であります。

NHKの大河ドラマにあやかり、宍粟市を売り出そうという計画のようではありますが、宍粟市歴史資料館の黒田官兵衛と宍粟市の繋がりをまとめたものを見る範囲内では、そのかわり度合いは必ずしも深いものとは言えないようであります。

また、播磨風土記にしても風土記作成を全国に命令されたのが713年で、ちょうど1300年に当たるというだけであります。

予算を見ますと、各分野にわたって合計で約1,400万円余りの予算が一般財源で計上されておりますが、その効果がどれほどのものになるか疑問の余地があります。私たちは、ほどほどの取り組みを求めるものであります。

3点目には、千種での認定こども園の予算が2億6,000万円も計上をされていま

す。地域委員会の議事録を読んでみても、認定こども園ありきの結論を前提とした議論しか認められておらず、とても地域が納得して合意が得られたとは思えません。

子どもが少ないというのであれば、千種幼稚園において、希望する保護者全員の3歳児からの子どもの幼児教育をはじめ、午後保育に欠ける子どもたちは杉の子保育園で保育を受ける。幼保連携事業を実施すれば、このような多額の経費をかけなくても実施できるものであります。それが可能なのは千種幼稚園では学校給食が提供されているからであります。

広い宍粟市は、地域ごとにそれぞれの特徴があり、机上で職員だけで作成された幼保一元化推進事業は一旦廃止し、それぞれの地域で子育てのあり方を一から検討し直すべきであると思います。

千種の認定こども園の計画には、断固反対するものであります。

ただし、今現在考えられている千種幼稚園の園舎を千種小学校の隣接用地につくることについては、当然賛成の立場であることは申し添えておきます。

次、4点目でありますけれども、老朽化した市営住宅の建て替えはいいことでもありますけれども、その戸数は撤去戸数20戸に対して建て替え戸数は14戸であり、6戸も減ることになります。公営住宅は収入によって家賃が決定されるため、収入が比較的低い若い夫婦世帯にも家賃負担が少なくて住むことができます。若者が家庭を持ちやすくするためにも、市営住宅は増やすべきであると考えます。

次、5点目であります。

総延長440メートルで総事業費が約11億円の庄能上牧谷バイパス、これも毎年指摘しておりますけれども、両側に3.5メートルの歩道をつくっております。しかし、その進捗状況を聞いてみますと、物件購入についてはもう既に9割を超えているとのことであり、中止することができません。しかし、どう考えても、あの地域に幅員14メートルの道路の必要性は私にはわかりません。しかも、その財源の大部分は地方道路整備事業債であり、その交付税算入率はわずか26%のことです。財政的にも今後大きな負担をもたらすこととなります。計画を見直す財政効果を検証するシステムをしっかりと持ってほしいと思います。

次、6点目であります。

神河公園の管理費を見てみますと、除草剤の購入費が入っております。子どもたちが遊ぶための芝生公園であります。除草剤の使用は避けたいと思います。

そして、最後でありますけれども、財政が厳しいと言いながら、2億5,000万円もの繰上償還を行っております。市は財政指標をよくするためと言いますが、市民

あつての市の財政であります。市民の生活が苦しいときこそ国保税、上下水道料金など、公共料金の引き下げ等の財源に充てるべきではないでしょうか。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 続きまして、賛成者の発言を許します。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） ただいま反対側の意見がございましたが、私は次のように考えております。

本年は、政府の財政出動、金融緩和、そして成長戦略が示され、全国的に少し経済の回復が一部見られております。私はこの三つの指針が示されている本年こそがこの流れに沿って市内のインフラ整備等を図ることが正しいと、このように考えております。この時期を逃せばなかなか次はないと、こういうように思うんです。今、この時期に市内の各インフラ整備をするということが正しいと思います。遅れてはなりません。

当初予算220億6,000万円、前年度比で0.5%のアップであります。また、大事な数値であります。実質公債費比率も単年度では17%を切る見込みということで、改善の兆しが見えております。各事業は全て必要不可欠であります。各事業を強く推進すべき。

よって賛成といたします。同僚議員の賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） これをもって討論を終わります。

第31号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第31号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続きまして、第32号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険加入者の高過ぎる国民健康保険税は、加入者の生活を大きく圧迫しています。それは、国民健康保険税の滞納がこの間大幅に増加していることであらわれています。

国民健康保険税が高くなった大もとの原因は、国が補助金を大幅に減らしたことにありますが、多くの自治体では、国民健康保険加入者の国民健康保険税を軽減するために、ルール分以外の繰り入れをして国民健康保険税を少しでも安くする努力をしております。しかし、宍粟市は、1円の繰り入れもしておりません。

国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費は高くなります。今こそ、一般会計からの繰入金を大幅に増やして、負担感のない国民健康保険税額にすべきであります。

また、国民健康保険の資格証明証や短期保険証の発行は、国民健康保険加入者が医療機関にかかりにくくするものであることを認識し、直ちに中止すべきであります。

以上を指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君）　続きまして、賛成者の発言を許します。

9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君）　藤原です。私は、第32号議案につきまして、平成25年度の国民健康保険事業特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、この国民健康保険制度には医療給付を行うために設置された特別会計であります。当然、その財源としては、国保加入者、いわゆる被保険者の方に国保税として負担願うものでございます。

一般被保険者の場合ですけれども、概ね国・県・市等で50%程度保険給付費といえますか、医療費を負担しております。残り50%前後というものを国保加入者の皆さんに税として負担していただいております。しかしながら、低所得者につきましては、別途軽減措置もあります。

市県民税など普通の税金でありましたら、所得や資産の多少に応じまして税の負担が決まると、いわゆる応分といえますか、その制度になっておりますが、国保税に関しましては、資産割とかあるいは所得割という、応じた分に課税する応能と、国保税に加入されている人数等に課税になりますいわゆる応益というんですか、そういう制度の合計で課税になっております。このため、国保税は扶養者等が多い場合には、どうしても負担が多くなっているのは事実であります。

先ほど申し上げましたが、低所得世帯につきましては、特別の軽減措置もあるわけございまして、医療費のリスクを加入者全員で負担するという保険の趣旨からも応分の負担を求めるものであります。

国保加入者の率というのは、40%前後ということでございまして、大変低い加入になっています。このことを考えますと、当然、一般会計からの繰り入れというのは限度があると私はこのように思います。

なお、この平成25年度予算には、医療費の予測が難しい中でございますけれども、暫定予算的な面もありますが、概ねよく精査された予算であると申し上げ、賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第32号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第32号議案を委員長報告のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第33号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第33号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第33号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第34号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第34号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第34号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第35号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番(山下由美君) 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していることではありますが、後期高齢者医療制度は年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度であり、少なくとも直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう、国に求めるべきであります。

以上を指摘して、反対討論といたします。

○議長(岡田初雄君) 続いて、賛成者の発言を許します。

6番、福嶋 斉議員。

○6番(福嶋 斉君) 平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算において、賛成の討論を行います。

歳入歳出それぞれ4億8,879万6,000円と定め、後期高齢者医療保険によって後期高齢者が安心して医療が受けられる仕組みであることは、御承知のとおりでございます。

その主な歳入は、後期高齢者医療保険料 3 億 5,954 万 1,000 円と、一般会計繰入金 1 億 2,723 万円であり、主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 8,052 万 2,000 円であり、一般会計繰入金も前年比わずかですが 157 万 6,000 円の減額となっています。

以上によりまして、賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第 35 号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第 35 号議案を委員長報告のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

よって、第 35 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第 36 号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13 番、山下由美議員。

○13 番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護保険は制度ができて以来、3 年ごとの見直しで保険料の負担が重くなるとともに、1 割の利用料負担が大きく、看護認定に応じたサービスが受けられないことを繰り返し指摘してまいりました。

特別養護老人ホームの増設に取り組むなど、速やかに「保険あって介護なし」の状況を解消すべきであります。

以上で、反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

10 番、大倉澄子議員。

○10 番（大倉澄子君） 第 36 号議案、平成 25 年度宍粟市介護保険事業特別会計につきまして、賛成の立場より討論いたします。

介護保険事業は、介護と生活支援体制の充実や介護サービス、介護予防サービスの充実に力を注ぎ、市民の老後の安心を支えるためにつくられた制度であります。

将来、介護を要する状態となっても利用者負担原則 1 割、また介護施設での食費、

居住費の負担とで介護サービスを利用でき、家族の精神的・身体的介護の負担軽減にも繋がります。

介護サービス費の主なものとして、居宅介護サービス、施設介護サービスをはじめ、福祉用具の給付、住宅改修、居宅介護支援、地域密着型介護サービスなどの給付があります。

介護予防サービス費は、訪問介護、通所介護給付費、高額サービス費などに充当されており、これらの給付の方法は現物支給、福祉用具の支給と償還払い、高額医療費とに分かれております。

平成25年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ42億1,583万2,000円となっておりますが、これは制度開始以降の要介護認定率の増加に起因しております。国県の要介護認定率が減少しているにもかかわらず、宍粟市は人口構成65歳以上の増加、加えて75歳以上人口が国よりも高いため、制度改正の影響を受けにくいことも上げられます。

平成19年より平成24年の宍粟市の要支援1から要介護5の認定者数の推移は、平成19年に1,850人、平成24年には2,427人と6年間で実に577人の増加であり、要介護認定率は16.3%から21.2%へと伸びております。

これからさらに、介護の必要な方が増加することも鑑み、所得に応じたさまざまなケースを想定の上、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で安定的な保険財政の運営を図り、国県制度に沿ったものにしていくことが極めて大切であると判断し、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、切にお願いし賛成討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第36号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第36号議案を委員長報告のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

よって、第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第37号議案から第42号議案までの6議案について、一括で討論を行います。

本6議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これで討論

を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第37号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第37号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第38号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第38号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第39号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第39号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第40号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第40号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第41号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第41号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第42号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第42号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第12 請願第1号

○議長（岡田初雄君） 日程第12、請願第1号、年金2.5%の削減中止を求める請願を議題といたします。

本議案は、去る3月8日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 請願第1号、年金2.5%の削減中止を求める請願については、3月18日、第18回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、昨年3月議会において、平成25年10月から3年間で年金2.5%を削減する法案に対して、市民の生活を守るために削減中止を求め、宍粟市議会において請願採択を行い、意見書を提出しましたが、11月に法律が成立しました。国は年金制度を政争の道具にせず、国民が安心して生活できる年金システムを早期に確立すべきですが、今回の請願については、世代間の負担の公平性を図ることや、既に

国会において法律が成立したこともあり、慎重に審議をした結果、賛成少数で不採択とすべきものに決しました。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、賛成者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。年金2.5%の削減中止を求める請願についての賛成討論を行いたいと思います。

この請願書は、10年以上も前に特例扱いで物価に連動する年金額の引き下げが景気対策で実施されなかったものを、今ごろになってその2.5%分を引き下げようとするに反対する内容であります。

その願いについては、年金生活者にとっては当然のことであり、私は採択すべきものであったと思います。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、反対者の発言を許します。

12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） それでは、年金2.5%削減を中止する請願に対して、反対の立場で討論をいたします。

先ほど岡前議員が申されましたように、年金受給者生活者にとりましては、大変厳しいものであることは承知をしております。

年金制度は、本来物価が上がれば年金額を上げ、物価が下がれば下げるのが本来のルールであったにもかかわらず、政治的な絡みもあり、引き下げが遅れ、いわゆるもらい過ぎ年金が実に9.6兆円になろうとしております。

現行のまま年金制度を継続することは、将来において高齢化の進展、少子化に伴い、年金加入者の減少により破綻の危機に陥ることも予想されております。

そこで、税の公平性、現役世代の負担軽減に努め、持続可能な年金制度を堅持す

るためにも、心苦しいところではございますが、引き下げはやむを得ないものと思
います。

前回、上程されました公的年金解約に反対する意見書について、多くの近隣市町
は不採択、また受理しなかったようでございますが、民生生活常任委員会において
慎重に審査し、採択に至った経緯もございます。

しかし、既に、平成24年11月16日に、年金2.5%引き下げの法案が可決されてお
りますので、あえて意見書の提出する必要はないものと思います。

以上の理由をもって、反対するものであります。議員各位の御賛同をお願い申し
上げ、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

請願第1号を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（岡田初雄君） 起立少数であります。

請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

日程第13 所管事務等調査について

○議長（岡田初雄君） 日程第13、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表
のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと

思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、第52回宍粟市議会定例会は、これをもちまして閉会をいたします。

長期間にわたりまして、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

第52回宍粟市議会3月定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、春の日差しの中であって、なお吹く風に冷たさを感じながら、それでも、せせらぎの春の歌に背なを押されて、田のあぜ道に足を運びますと、少しばかり遠慮しながらあたりを見回すように、草花の芽が土の中から頭を出しています。

中でも、実にしたたかに踏まれてなお命を育むオオバコの葉の陰であって、「私もここに」そう言いたげにタンポポが小さなつぼみを育てています。春風のおいに時をたがわずその出番を待ち望んでいます。

やがて、スマレ、レンゲと花をつけ、少しばかり遅れて宍粟の山里は春になります。

今年もあのおじいさんは、孫の手を引きながら、愛らしい竹かごに花を摘んでくれるのでしょうか。平和でのどかな宍粟の春を待ち望んでいるのは、私のみではありません。

思えば、昨年今日は、千種北小学校の閉校式でございました。今、誰もいない校庭の大イチョウの木が、人知れず静かに新しい命を育てているに違いありません。もの言わぬ自然の仲間の命への約束に感動を覚えます。

たまたま人として生まれた私たち、恥じない生き方をしたいものであります。

本定例会は、2月28日に開会され、本日25日まで26日間の長きにわたっての会期でございました。

本議会におきまして、田路 勝市長には、その思い「市民が主役のまちづくり」を基本に、参画と協働による安心・安全なまちづくり、元気なまちづくりを訴えておられます。当然のことではありますが、そのことを基本に、市民にとっては極めて大切な平成25年度予算の上程でございました。

9名の議員によります予算特別委員会、委員の皆様方の熱心な御議論により成立をいたしました。皆様には、連日、その審査に御精励いただき、まことにありがとうございました。あわせまして、当局の皆様にも御熱心に御説明いただき、まこと

にありがとうございました。

御案内のように、国の緊急経済対策を反映した本予算が有効に活用され、地域の活性化に繋がることを切に願うばかりであります。

また、この4月には、消防広域化による西はりま消防組合が発足し、また、にしはりまクリーンセンターの稼働に伴い、長年にわたり宍粟の環境衛生を担ってきた宍粟環境事務組合が解散いたします。新たな役割を担うもの、また、その長年にわたる役割を終えるもの、まさに時の流れを感じずにはおられません。

さて、私ごとになりますが、昨年4月から兵庫県市議会議長会会長という大役を仰せつかり、この1年間兵庫県下のみならず、近畿、全国の多くの市との交流の機会を与えていただきました。神戸市のような政令市をはじめとする大都市や老舗の市、さらに本市と同じように平成の大合併により誕生した市と、歴史や規模は違っていても、どの市にもそれぞれの課題があり、それぞれが地域の特性を生かしたまちづくりに懸命に努力され、取り組んでおられます。まさに、まちづくりは知恵比べであります。

宍粟市が誕生して9年目を迎えようとしております。私たち議員も合併後2度目の任期満了を迎えますが、この8年の時の流れとともに、市の将来像であります「人と自然が輝き、みんなでつくる夢のまち」に向かって、着実に歩みを進められたかどうか、地域の特性を生かした新たなまちづくりは進んでいるのかどうか、おのおので問い直し、この間の経験を今後のまちづくりに生かさなければなりません。

急激な少子高齢化が進む中、既存の制度等にとらわれ、現状維持を続けていれば、地域の衰退は免れません。

私たちがこのまちをどんなまちにしたいか、明確な目標を持ち、具体的な計画を立て、地域の資源を活用した宍粟市の代名詞となるような基軸づくりに取り組むことが大切だと考えます。大胆に大様に真のまちづくりを、そのために「何をどうすべきか」市民の皆様の思いを的確に捉え、スピード感を持って一つまた一つ実行に移し、積み重ねていくことこそが、信頼のきずなであると信じております。

少しばかり生意気を申し上げますことをお許しいただきたいと存じますが、任期を終える今、私自身まさに政に身を置くことは不相応な者であって、面映ゆいばかりでございました。ただ、与えられましたのには、それなりに理由があったに違いありません。やるべきことがあったに違いありません。市民の皆様の議会に対する信頼を受け、私どももまた信頼でこたえなければと思うばかりでございました。誓って私は、できるできないではなく、どうするかにあると信じています。笑顔は分

かち合い、汗と涙はともに流し、いつか必ず理想に、秘めた私の願いでございました。

議員の皆様はもとより、当局の皆様にも御理解をいただき、議会改革に取り組みができましたことは、記憶にまだ新しいところであります。ただ、市民の皆様にはどこまでその思い、御理解をいただいたかは承知をいたすところではございません。

思えば、少しむなしゅうございますが、あえて結びに、田路 勝市長をはじめとする市当局はもとより、議会におきましても、より新しい次元へ進んでいただくことを心からお願いし、あわせてこの4年間の御協力に感謝の誠をささげ、御無礼をおわび申し上げますとともに、御活躍、御健闘、平成25年度の平和をお祈りし、平成24年度、今期最後の御挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

○市長（田路 勝君） 第52回宍粟市議会3月定例会の閉会にあたりまして、一言お礼なり、御挨拶を申し上げます。

コブシの一種タムシバが白い花を山々に見せ始め、日の光、雲の様子に春の訪れが感じられるころとなってまいりました。

今年の冬は、例年にも増して、寒さが厳しい冬となりましたが、降雪量は全般的に少ない中にもスキー場には適度な降雪が見られ、多くのスキー客を迎えることができました。

さて、2月28日に開会されました第52回定例会も、岡田議長、岡崎副議長をはじめ議員の皆さんの御精励により、全議案が滞りなく議了いたしましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、デフレ経済からの脱却をかけた国の大型補正に伴う約15億円の公共事業を計上した補正予算、「安心・安全のまちづくり、元気づくり」を核とした平成25年度予算、広域で取り組むことによる効率と効果を目指した西はりま消防組合設立関係条例の制定をはじめ、14の条例改正等、多くの議案につきまして慎重な御審議の上、議決をいただき深く感謝を申し上げます。

審議過程にいただきました御意見を真摯に受けとめ、自治基本条例の理念のもと、市民と議会と行政が一体となって実践する「市民が主役のまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいる所存でございます。

過日、Jリーグのヴィッセル神戸を応援する首長の会の激励会が行われ、オーナーであります楽天の三木谷社長にお会いをし、これまで長年にわたり宍粟市の少年サッカーの指導や試合観戦の招待をいただいていることについてお礼を申し上げた

ところでございます。

その際、三木谷氏より氏の御先祖となります山崎藩とのかかわりや宍粟市への思いなどをお伺いし、歴史と人の繋がりや深さ、大切さを再認識するとともに、日ごろ申し上げております故きを温ねて新しきを創る「温故知新」あるいは「温故創新」への思いを新たにいたしましたところでございます。

さて、平成21年5月に住民目線への市政刷新を目指し、市民の皆さんの負託を受けてから4年が経過しようとしています。

就任直後には、台風9号による豪雨災害、新型インフルエンザの流行、そして、東日本大震災の発生など、想像を超える事態に直面をいたしました。こうした中で気象観測情報提供システムの整備や地域防災計画の見直しなど、「自助・共助・公助」への確立へと繋いでいくことができました。

さらに、合併後の大きな課題でありましたし尿処理にかかわる不正事件の解明に取り組み、コンプライアンス条例を制定し、再発防止に努めるとともに、宍粟市の憲法というべき自治基本条例の制定による市民参画の推進、事務事業と組織機構の見直しによる行財政改革にも果敢に取り組んだところでもございます。

また、環境基本計画、観光基本計画を策定し、宍粟の自然環境を生かしたまちづくりを目指した取り組みを進め、昨年開催されたボーイスカウト兵庫連盟の野営大会には、1,100人余りが宍粟の雄大な自然の中で交流を深めていただくことができました。

この間、さまざまな形で御理解とご支援をいただきました議員各位をはじめ、関係各位に改めてお礼を申し上げたいと存じます。

このたび、さらに4年前の就任時に掲げた政策の理念を継承しながら、宍粟の歴史文化の活用、産業と経済の活性化、住みやすい生活環境づくりを目指すとともに、新たな課題に挑戦しつつ、さらに宍粟を磨き、宍粟を輝かせるために、次の市長選挙に立候補し、市民の負託をお伺いすることを改めて表明をさせていただきます。どうぞよろしく御理解をいただきたいと思います。

また、議員各位におかれましても、長年にわたって御貢献をいただきましたが、勇退される方には心からの敬意と感謝を申し上げます。また、引き続き挑戦されます各位には、御健闘を心からお祈りを申し上げますとともに、必ず本会議場においてお会いすることを御期待申し上げるものでもございます。

結びにあたりまして、この間、議会をはじめ市民の皆さんに御支援をいただき、大変お世話になりましたことを心から感謝を申し上げますとともに、今後におきま

しても格段の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前 11 時 39 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 木 藤 幹 雄

宍粟市議会議員 秋 田 裕 三